



2008年1月28日

各 位

会 社 名 日本電気硝子株式会社  
代 表 者 名 社 長 井 筒 雄 三  
コ ー ド 番 号 5 2 1 4 東証・大証第一部  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 阿閉 正美  
TEL 077 (537) 1700

## 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

平成20年1月28日開催の当社取締役会において、下記のとおり、設備投資資金に充当することを目的とする新株式発行、自己株式の処分及び当社株式の売出しを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 数 普通株式 18,300,000 株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 21 条に規定される方式により、平成20年2月5日(火)から平成20年2月7日(木)までのいずれかの日(以下「払込金額決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、大和証券エスエムピー株式会社、新光証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB Cフレンド証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社及び西村証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、払込金額決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成20年2月8日(金)から平成20年2月13日(水)まで。  
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成20年2月6日(水)から平成20年2月8日(金)までとする。
- (7) 払 込 期 日 平成20年2月14日(木)から平成20年2月18日(月)までのいずれかの日。  
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成20年2月14日(木)とする。
- (8) 申 込 証 拠 金 一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (10) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項、その他本募集に関し当社の決定が必要な一切の事項は、社長に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)

- (1) 募集株式数 普通株式 1,050,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第21条に規定される方式により、払込金額決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 処分方法 売出しとし、大和証券エスエムピーシー株式会社(以下「売出しにおける引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。  
売出価格は、払込金額決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から売出しにおける引受人より当社に支払われる金額である払込金額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日と同一とする。
- (7) 受渡期日 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (8) 申込証拠金 売出価格と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 1,000株
- (10) 払込金額、売出価格、その他本自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、社長に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

## 3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売出株式数 普通株式 1,830,000株  
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案した上で払込金額決定日に決定する。
- (2) 売出人 大和証券エスエムピーシー株式会社
- (3) 売出価格 未定(前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売出方法 大和証券エスエムピーシー株式会社が、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」及び「2.自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案し、当社株主より借受ける当社株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込証拠金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」及び「2.自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式数 普通株式 1,830,000 株
- (2) 払込金額 払込金額決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 申込期日 平成 20 年 3 月 11 日（火）
- (5) 払込期日 平成 20 年 3 月 11 日（火）
- (6) 割当先及び割当株式数 大和証券エスエムビーシー株式会社 1,830,000 株
- (7) 申込株数単位 1,000 株
- (8) 上記（4）記載の申込期日以内に申込みのない株式については、発行を取止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項、その他本第三者割当による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 自己株式の処分(引受人の買取引受けによる売出し)」が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止される。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による発行株式数について

今回の18,300,000株の公募による新株式発行(以下「一般募集」という。)及び1,050,000株の自己株式の処分引受人の買取引受けによる売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に当たり、1,830,000株を上限とする当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、1,830,000株を上限として大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下「貸借株式」という。)の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、当社は平成20年1月28日(月)開催の当社取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする当社普通株式1,830,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を平成20年3月11日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります。当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成20年3月7日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。ただし、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

なお、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又はその発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1)現在の発行済株式総数	479,316,234株	(平成19年12月31日現在)
(2)公募増資による増加株式数	18,300,000株	
(3)公募増資後の発行済株式総数	497,616,234株	
(4)第三者割当増資による増加株式数	1,830,000株	
(5)第三者割当増資後の発行済株式総数	499,446,234株	

(注)(4)及び(5)に関しては、前記1.に記載のとおり変更する可能性があります。

### 3. 調達資金の使途

#### (1)今回調達資金の使途

今回の一般募集による差引手取概算額26,744,000千円については、一般募集と同日付をもって決議された自己株式の処分による差引手取概算額1,535,000千円及び第三者割当増資の差引手取概算額上限2,674,000千円と合わせて、全額、情報・通信関連ガラスの製造に係る設備投資資金に充当する予定です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

なお、当社の重要な設備の新設等の計画は、平成20年1月28日現在、以下のとおりとなっています。

会社名及び事業所名	部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完成予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
日本電気硝子(株) 滋賀高月事業場 能登川事業場 若狭上中事業場	(ガラス事業) 情報・通信関連 部門	情報・通信関連 ガラス製造設 備	70,000	10,253	増資資金及び 自己資金	平成19年 6月	平成20年 12月

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記既支払額は、平成20年1月4日現在のものです。

3. 上記の金額には、平成20年3月期中間連結会計期間末に計画があった新設設備のうち、平成20年1月28日現在において建設途中であるものを含んでいます。なお、当社滋賀高月事業場、能登川事業場及び若狭上中事業場における当該新設設備の完成により、薄型パネルディスプレイ(FPD)用基板ガラスの生産能力が約10%増加する見込みです。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

情報通信関連のガラス製造設備の増設により、業績に寄与する見込みです。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、株主の皆様に対し業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した利益還元を続けることを基本としております。

(2) 配当決定に当たった考え方

当社では、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保に努めるとともに、財務状況等を勘案しながら配当金額を決定しています。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、将来を見据えた研究開発、FPD用ガラスを中心とした今後の事業拡充等に備えるものとします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
1株当たり当期純利益金額	36.97円	9.71円	126.55円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	9円50銭 (6円)	9円 (4円)	11円 (5円)
配当性向	25.7%	92.7%	8.7%
自己資本利益率	5.6%	1.4%	16.0%
純資産配当率	1.4%	1.3%	1.4%

(注) 1 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2 配当性向は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり配当額を当該決算期末の1株当たり当期純利益金額で除した数値であります。

3 自己資本利益率は、平成17年3月期及び平成18年3月期については、当該決算期末の当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であり、平成19年3月期については、当該決算期末の当期純利益を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- 4 純資産配当率は、平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期については、当該決算期の普通株式に係る 1 株当たり配当金を 1 株当たり株主資本（期首 1 株当たり株主資本と期末 1 株当たり株主資本の平均）で除した数値であり、平成 19 年 3 月期については、当該決算期の普通株式に係る 1 株当たり配当金を 1 株当たり純資産（期首 1 株当たり純資産と期末 1 株当たり純資産の平均）で除した数値であります。平成 17 年 3 月期の純資産配当率の算定における期首 1 株当たり純資産は平成 17 年 3 月 10 日付の株式分割を期首に行ったと仮定して算定しております。
- 5 当社は、平成 17 年 3 月 10 日付で普通株式 1 株につき 2 株、平成 19 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 1.5 株の割合で株式分割を行っております。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンス

該当事項はありません。

#### 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
始 値	2,390 円 1,430 円	1,553 円	2,975 円 2,040 円	2,070 円
高 値	2,835 円 1,579 円	3,360 円	3,090 円 2,135 円	2,350 円
安 値	1,834 円 1,345 円	1,549 円	2,015 円 1,989 円	1,379 円
終 値	2,835 円 1,545 円	2,930 円	3,030 円 2,065 円	1,548 円
株価収益率（連結）	83.58 倍	301.75 倍	24.48 倍	

(注) 1 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当社は、平成 17 年 3 月 10 日付で普通株式 1 株につき 2 株、平成 19 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 1.5 株の割合で株式分割を行っており、印は株式分割による権利落後の株価です。

3 平成 20 年 3 月期の株価については、平成 20 年 1 月 25 日現在で表示しております。

4 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の 1 株当たり当期純利益金額で除した数値です。平成 17 年 3 月期及び平成 19 年 3 月期の株価収益率については、権利落後の株価に、分割割合を乗じて算出しております。

### (4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。